

## 雇用社会の変化と労働紛争解決システムの課題及びその解決の方向

### [研究メンバー]

主査	山川隆一	慶應義塾大学教授
	川田琢之	筑波大学助教授
	関根由紀	神戸大学助教授
	橋本陽子	学習院大学助教授
	平澤純子	労働政策研究・研修機構研究員
	山口卓男	筑波大学大学院・弁護士
研究協力者	神吉知郁子	東京大学大学院
	桑村裕美子	東京大学助手

### [報告書目次]

序章	問題の所在
第 1 章	総論
第 1 節	労働紛争の状況変化と紛争解決システムの整備
第 2 節	労働紛争の特質と紛争解決システムの制度設計
第 2 章	各システムの運用状況と課題
第 1 節	訴訟・労働審判手続の運用のあり方
第 2 節	行政による労働紛争の解決のあり方
第 3 節	企業内紛争解決・予防システムと労働紛争の解決スキル
第 3 章	比較法的考察
第 1 節	ドイツにおける労働紛争処理制度
第 2 節	アメリカにおける雇用差別禁止法の実施システム
第 3 節	イギリスにおける苦情処理システム
第 4 節	アメリカにおける苦情処理・仲裁
第 5 節	ドイツにおける企業の社会的責任と従業員参加
第 6 節	EU における労働紛争解決システムの全体的動向
終章	総括
補章 1	ドイツ労働裁判所における個別的労働紛争の解決
補章 2	ドイツにおける労働訴訟事件の記録

### [内容要旨]

わが国では最近、雇用社会の変化やその中での個別的労働紛争の増加、および司法制度改革の動きを背景に、新たな労働紛争解決システムのあり方が検討されるに至り、個別労働関係紛争解

決促進法や労働審判法が制定されるなど、法制面での整備が進展している。こうした状況の中で次に検討が必要となるのは、各制度を適切に運用するにはどのような点に留意すべきか、労働紛争の特質に即した解決システムのあり方はいかなるものか、また、様々な内容をもつ労働紛争解決システムが全体としてどのような機能・役割を果たすべきかといった点である。そして、これらの課題を考えるにあたっては、諸外国の労働紛争解決システムについての知見が有益な検討の素材となる。

本調査研究においては、このような問題意識にもとづき、まず第1章において、労働紛争をめぐり状況の変化やこれまでの紛争解決システムの整備状況を整理したうえで、労働紛争の特質に応じた紛争解決システムのあり方をめぐり、基本的な考察を行い、次に第2章では、訴訟・労働審判、行政上の紛争解決制度、企業内紛争解決制度など、主な労働紛争解決システムを個別に取り上げ、それらの運用状況を把握するとともに、望ましい紛争解決のあり方などについて検討している。

そして、第3章では比較法的考察を行っている。まず、公的機関による紛争解決に焦点を当て、ドイツにおける労働紛争の解決システムについて、労働裁判所の手続面も含めて分析した後、アメリカにおける雇用差別紛争の行政機関による解決手続について検討を加えた。ついで、企業内の紛争解決及び予防という観点から、アメリカにおける労働組合が関与する苦情処理手続についての比較法的検討を行った後、イギリスにおいて最近導入された企業内苦情処理手続に関する法規制を紹介し、さらに、ドイツにおける従業員参加制度に関して、企業の社会的責任の観点も考慮した位置づけを行っている。そして、EU 諸国の全体的状況をも鳥瞰している（あわせて、ドイツの労働裁判所裁判官による講演の記録および同国の裁判手続の記録も収録している）。

以上の検討結果を踏まえ、結章において、わが国における労働紛争解決システムの整備に関して、次のように総括している。

(1) 企業内における自主的な紛争解決・予防システムの整備が今後の課題であり、そのためには労使関係の当事者等の紛争解決能力の向上が急務となっていること、

(2) 複線型の労働紛争解決システムのもとでは、各システムにつき、それぞれの主として取り扱う紛争の特質に即した運用のあり方を考える必要があること、

(3) 将来的には、労働関係を規律する実体法と手続法の間相互的な関連性をもたせた制度設計につき検討する余地があること、などを指摘できるとしている。